

## 【補助金の概要】

### 1. 事業の目的・内容

新型コロナウイルスの感染拡大と収束が反復する中、医療機関や薬局等が地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止対策や診療体制確保等への支援を行います。

### 2. 補助対象事業者

病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けられません。

### 3. 補助対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

### 4. 補助の上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

### 5. 補助率：10分の10

### 6. 補助対象経費

以下の経費の実費分

○ 院内感染防止対策や診療体制確保等の補助

「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

※ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

➤ 対象経費の例（例示であり、これらに限られるものではありません）

- ・ 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ・ 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ・ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ・ 外国人患者に対する対策（翻訳機等の整備）
- ・ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ・ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）
- ・ 清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入等